条第一項の規定による届出に付記して届け出る場合にあつては様式第九号の五、労使委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の六、労働時間等設定改善委員会の決議を届け出る場合にあつては様式第九号の七）により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

②　（略）

第七十一条　読替後の法第三十六条第一項の協定については、令和六年三月三十一日までの間、第十七条第一項第三号から第七号までの規定は適用しない。

第七十二条　第十七条第二項、第二十四条の二の二第三項第二号、第二十四条の二の三第三項第二号、第二十四条の二の四第二項（第三十四条の二の三において準用する場合を含む。）、第二十四条の七及び第三十四条の二第十五項第四号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。

（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則（平成四年労働省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（労働時間等設定改善委員会の議事録の作成及び保存） **第二条**　法第七条第二号の規定による議事録の作成及び保存については、事業主は、同条に規定する労働時間等設定改善委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（当該委員会の決議が行われた会議の議事録にあつては、当該決議に係る書面の完結の日（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十六条第一項第五号に定める完結の日をいう。）から起算して五年間保存しなければならない。	（労働時間等設定改善委員会の議事録の作成及び保存） **第二条**　法第七条第二号の規定による議事録の作成及び保存については、事業主は、同条に規定する労働時間等設定改善委員会の開催の都度その議事録を作成して、これをその開催の日（当該委員会の決議が行われた会議の議事録にあつては、当該決議に係る書面の完結の日（労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第五十六条第五号に定める完結の日をいう。）から起算して三年間保存しなければならない。
附　則 （当該決議に係る賃金の支払期日が当該完結の日より遅い場合には、当該支払期日） **第四条**　第二条（第四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第二条中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。	**附　則** （新設）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第三条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一			**別表第一**（第三条及び第四条関係） 表一		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）	（略）	（略）	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）	（略）	（略）
	（略）	第百九条の規定による雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存		（略）	第百九条の規定による雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、労働基準法の一部を改正する法律（令和二年法律第十三号）の施行の日から施行する。